

# ※ 昇降機等の定期検査報告 の時期が変更できるよう になります

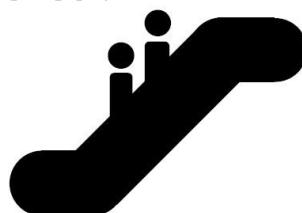


仙台市内の  
昇降機等対象

※エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機及びメリーゴーラウンド等の遊戯施設

令和8年4月1日から、仙台市建築基準法施行細則第6条の改正により、建築基準法第12条第3項に基づく昇降機等の定期検査報告の時期を変更できるようになります。

## ■改正の内容



### 【改正前の定期検査報告の時期】

昇降機等の設置された日の属する月



### 【改正後の定期検査報告の時期】

従来の定期報告の時期に加えて、**報告月変更の届出**をした場合は、**変更前の報告月の6か月前までの任意の月に変更**が可能となります。

改正内容に関する市ホームページは左のQRコードからアクセスしてください。



#### <問合せ先>

仙台市 都市整備局 建築宅地部 建築指導課

仙台市青葉区二日町12-34 オンワード桜山仙台ビル7階

TEL: 022-214-8348 FAX: 022-211-1918

詳細な改正内容は  
裏面をご覧ください。

# 【昇降機等の定期検査報告時期の変更について】

## ①報告月変更可能期間について

変更前の報告月の6か月前までの任意の月に変更可能です。

## ②変更届出期間について

変更の届出期間は「変更前の報告月」から「変更しようとする月の4ヵ月前の月の末日」までの期間となります。

## ③変更例

例1：報告月を3月→9月に変更する場合

年 年度	R8年度	R9年											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
変更前 変更後 報告月	変更前の報 告月 (R8年度報 告実施月)						変更しよ うとする月						変更しな い場合の 報告月
変更届出 期間		変更届出期間 R9.3月～R9.5月末				4月前	3月前	2月前	1月前				
変更可能 期間							6月前	5月前	4月前	3月前	2月前	1月前	

例2：報告月を10月→8月に変更する場合

年 年度	R8年						R9年						
	R8年度						R9年度						
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
変更前 変更後 報告月	変更前の報 告月 (R8年度報 告実施月)										変更しよ うとする月		変更しな い場合の 報告月
変更届出 期間		変更届出期間 R8.10月～R9.4月末						4月前	3月前	2月前	1月前		
変更可能 期間							6月前	5月前	4月前	3月前	2月前	1月前	

## ④報告月の変更方法

以下の仙台市HPから「昇降機等報告時期の変更届」をダウンロードいただき、必要事項を記入のうえ、提出をお願いします。

### 【変更届様式】

仙台市HP：<https://www.city.sendai.jp/kenchikushido-shido/syokoki/syokoki-henko.html>  
※右のQRコードからもアクセスできます。



【提出先】※昇降機と遊戯施設で異なります。

昇降機：東北ブロック昇降機検査協議会

980-0804 仙台市大町1丁目1-30 新仙台ビルディング5階

遊戯施設：都市整備局建築指導課

980-8671 仙台市青葉区二日町12-34 二日町第五仮庁舎(オンワード桜山仙台ビル7階)

## ⑤注意事項

報告月を変更する場合は、所有者又は管理者と昇降機等検査業者が協議し、同意を得たうえで届出をお願い致します。

# 【検査済証の交付がない昇降機の報告の時期について】

検査済証の交付がない昇降機(後付けホームエレベーター等の適法に設置されたものに限る)が、建築物の用途変更によって定期検査報告の対象となった場合は、定期検査報告の時期について建築指導課と事前協議を行ったうえで、届出をする必要があります。